

監査結果に係る措置通知書

| 青葉区 | |
|---|--|
| 監査結果 (指摘事項) | 改善措置 |
| <p>(2) 不適切な随意契約について</p> <p>予定価格が100万円を超える委託契約については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第9号までに定める要件に該当しない限り、随意契約によることはできないものである。</p> <p>ところが、青葉区中央市民センターにおいては、予定価格が100万円を超える落合市民センター会議室兼調理実習室並びに親子室空調機更新等業務委託契約について、同施行令に定める要件に該当しないにもかかわらず随意契約を行っていた。</p> <p>契約の締結に当たっては、関係法令等に則り、適正に処理する必要がある。</p> | <p>再発防止のため、随意契約の根拠条項や該当要件を確認するための「随意契約チェックシート」を作成し、起案・決裁の際に必ず添付することとしたほか、施設管理契約事務について準備段階から契約までの一連の事務を確認するための「施設管理契約事務用チェックシート」を作成し、契約事務を行う際はこれらを使用して複数の職員による確認を行うこととした。</p> <p>これらのチェックシートは、毎週実施している課内ミーティングにおいて意見を聴取のうえ作成し、職員が共通の認識を持つことで適正な事務処理を行うことについて周知徹底を図った。</p> <p>また、指摘事項の共有と再発防止のため、区内課長会において、事案の概要及び改善措置の内容を周知した。</p> <p style="text-align: right;">区内課長会実施日 令和2年7月28日</p> |